

ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター

第 90 号 2023 年 2 月

HEADLINE

本号では、当財団が法務省法務総合研究所、慶應義塾大学大学院法務研究科、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センターと共にサマースクール「アジアの法と社会2022」を取り上げました。

サマースクール「アジアの法と社会」は、法整備支援に取り組んでいる日本国内の諸機関が協力して開催している、法整備支援連携企画の3つの企画のうちの1つです。学生や若手の社会人の方々が法整備支援やアジア諸国法に関心をもつとともに、法整備支援やアジア諸国法について考える上で必要な基礎知識を習得することを目的にしています。

サマースクール「アジアの法と社会2022」は、「アジア諸国の法学教育の現状と課題」をテーマに、2日間の日程で実施しました。第一部（1日目午後）では、体制移行国における法学教育について考える際の視点を明確にするために、日本における法学教育の特徴と、体制移行国の法学教育にかけて大きな影響を及ぼしていたソ連の法学教育の特徴についての講義を実施しました。次いで、第二部（2日目午前）には、ウズベキスタン、モンゴル、カンボジアの大学関係者から、各大学での法学教育の現状と課題について報告をお願いしました。最後に、第三部（2日目午後）では、ウズベキスタン、モンゴル、ベトナム、カンボジア、そしてラオスの学生・卒業生有志の協力により、「学生たちの目から見た法学教育の現状と課題」についての発表と、参加者との交流を行いました。

前年度に引き続いだオンライン形式で開催し、延べ103名（8月8日午後の部37名、9日午前の部34名、10日午後の部32名）の参加がありました。

（目次）

プログラム	2
講義①：「日本の法学教育」	4
松尾陽（名古屋大学大学院法学研究科教授、名古屋大学日本法教育研究センター長）	
講義②：「社会主义国における法学教育：ソ連の場合」	10
佐藤史人（名古屋大学大学院法学研究科教授）	
講義③：「ウズベキスタンの法学教育の現状と課題」	17
ハキモフ・アハドジョン（タシケント国立法科大学国際法・比較法学部上級講師、	

名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程)

- 講義④：「モンゴルの法学教育の現状と課題」 21
　　ガンホヤグ・ダワーニヤム（モンゴル国立大学法学部上級講師、名古屋大学大学院
　　法学研究科博士後期課程修了）
- 講義⑤：「カンボジアの法学教育の現状と課題」 25
　　ジア・シュウマイ（王立法律経済大学・国立経営大学非常勤講師、名古屋大学大学院
　　法学研究科博士後期課程修了）

【資料】（リンクをクリックすると資料を閲覧できます）

- ・「日本の法学教育」（松尾氏）
- ・「社会主義国 の法学教育：ソ連の場合」（佐藤氏）
- ・「ウズベキスタンの法学教育の現状と課題」（ハキモフ・アハドジョン氏）
- ・「モンゴルの法学教育」（ガンホヤグ・ダワーニヤム氏）
- ・「カンボジアの法学教育の問題」（ジア・シュウマイ氏）
- ・「学生たちの目から見た法学教育の現状と課題」（資料集）
　　（ウズベキスタン・モンゴル・ベトナム・カンボジア・ラオス）

法整備支援連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野」

サマースクール「アジアの法と社会 2022」
プログラム

日時：2022年8月8日（月）、9日（火）

会場：Zoomによる開催

主催：名古屋大学大学院法学研究科／法政国際教育協力研究センター（CALE）、日本法教育
研究センター・コンソーシアム

共催：公益財団法人国際民商事法センター、法務省法務総合研究所、慶應義塾大学大学院法
務研究科

後援：独立行政法人国際協力機構（JICA）、愛知県弁護士会

対象：学部生、大学院生、法科大学院生、社会人等（セッションにより対象が異なります）

参加費：無料

趣旨：

「法整備支援連携企画」は、日本国内で法整備支援に携わる諸機関が連携して開催している企画です。その法整備支援連携企画の第二弾として、サマースクール「アジアの法と社会 2022」を開催します。サマースクールでは、法整備支援やアジア諸国法を取り巻く諸問題の中から重要なテーマを取り上げ、専門家がわかりやすく解説する予定です。

今年度のサマースクールでは、「アジア諸国の法学教育の現状と課題」を取り上げます。

冷戦の終焉にともない、アジアの（旧）社会主義諸国が市場経済体制への移行を開始してから既に30年が経ちました。各国は、諸外国や国際機関による支援を受けながら、市場経済体制に適した法制度の整備を進めてきました。

日本政府も、現在、アジア各国に対して法整備支援事業を展開しています。では、この30年間で、これら市場経済化を進める諸国の法学教育は、どう変化したのでしょうか、あるいは、変化しなかったのでしょうか。

なお、このサマースクール「アジアの法と社会2022」は、5月に開催された「法整備支援へのいざない」（主催：法務省法務総合研究所）および9月に開催される「法整備支援シンポジウム」（主催：慶應義塾大学大学院法務研究科）と連携した企画です。

<プログラム>

2022年8月8日（月）

第一部

- ・14:00～14:15 開会挨拶・趣旨説明
- ・14:15～15:00 講義①「日本の法学教育」

松尾陽（名古屋大学大学院法学研究科教授、名古屋大学日本法教育研究センター長）

- ・15:00～15:45 講義②「社会主義国 の法学教育：ソ連の場合」

佐藤史人（名古屋大学大学院法学研究科教授）

- ・15:45～16:00 総括

2022年8月9日（火）

第二部

- ・10:00～10:15 趣旨説明
- ・10:15～10:35 講義③「ウズベキスタンの法学教育の現状と課題」
ハキモフ・アハドジョン（タシケント国立法科大学国際法・比較法学部上級講師、名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程）
- ・10:35～10:55 講義④「モンゴルの法学教育の現状と課題」
ガンホヤグ・ダワーニヤム（モンゴル国立大学法学部上級講師、名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程修了）
- ・10:55～11:15 講義⑤「カンボジアの法学教育の現状と課題」
ジア・シュウマイ（王立法律経済大学・国立経営大学非常勤講師、名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程修了）
- ・11:15～12:00 質疑応答・総括

第三部

テーマ：「学生たちの目から見た法学教育の現状と課題」

- ・14:00～14:15 趣旨説明
- ・14:15～15:15 名古屋大学日本法教育研究センター学生・修了生による発表

- ・15:25～16:25 グループ交流
- ・16:25～16:40 総括

※ 第三部は、名古屋大学日本法教育研究センター設置国（ウズベキスタン・モンゴル・ベトナム・カンボジア）の現状について知りたい・それらの国々の学生たちと交流したいという方を対象としたセッションです。

※ 定員は30人です（先着順。但し、学生・大学院生・法科大学院生を優先します）。

第一部（1日目午後）

講義1「日本の法学教育」

松尾 陽（名古屋大学大学院法学研究科教授、名古屋大学日本法教育研究センター長）

名古屋大学大学院法学研究科の松尾です。日本法教育研究センターのセンター長を務めています。早速、始めさせていただきます。

「日本の法学教育」というテーマで報告させていただくわけですが、以下の3部構成で話をていきたいと思います。1つ目は、いくつかのデータを見て、日本の法学部の特徴を説明いたします。2つ目に、日本の法学教育が本格的に始まったとされる、明治時代のことをお話ししたいと思います。そして、3つ目に、現在の話をしていきたい、と考えております。

1. データで見る日本の法学部

スライドの4枚目から8枚目に、さまざまな数字を並べています。少し古いデータですが、2016年には3万6761人が法学部に入学しています。これは大学入学者全体に占める割合でいうと、およそ6%です。そもそも日本の大学進学率は2010年のデータで51%ですから、18歳人口の半分の方が大学に進学し、そのうちの6%が法学部に進学する、つまり全体で見ると大体3%の方が法学部に進学するということになっています。ただ、ここ20年のトレンドでは法学部は人気が下降しているといわれています。特に一番レベルが高いとされているのは東京大学法学部ですが、最近では、法学部よりも経済学部の方が人気があるといわれています。

次に、法学部卒業者の進路です。1番目は金融業・保険業（銀行や保険会社）、2番目は卸売業・小売業、3番目が地方公務員ということで、基本的に「法学部に行けば地方公務員になれるかな」というのが多くの高校生の期待です。公務員になれば安定した職業が得られるということで、多くの大学の法学部のパンフレットには「公務員に強い法学部」という言葉が満ちあふれています。ちなみに名古屋大学法学部の卒業生の1割は愛知県庁ないし名古屋市役所に就職しています。

以下、東京大学と中央大学の例を見ていただきたいと思います。東京大学は、先ほど日本で一番レベルが高い大学の法学部だと言いましたが、2022年3月卒業のデータを見ますと384人が修了しています。そのうち、法曹になるために法科大学院に行く方が86名、公務員になるのが61名となっています。2011年と比べると、法学部の卒業生における公務員になる数は55名から61名とさほど変わってはいないのですが、東京大学全体で、国家公務員

一種という一番難しい試験の指標で見ますと、10年前に比べて半分以下になっています。国家公務員になるという道が、ここ10年、20年でそれほど人気がなくなっている。これが、法学部の人気がなくなっている原因ともつながっているのかもしれません。

次に中央大学法学部のデータです。法学部卒業生のうち就職するのはおよそ75%です。この就職者というのは、法律家にならない、あるいは法曹（弁護士、検察、裁判官）にならないということです。日本の歴史上、私立大学の中では非常にレベルが高いとされている中央大学法学部でも75%の人は法曹にならないとされています。そして就職者の内訳を見ると、21%が公務員になっており、やはりここでも公務員が根強い人気職業となっていることが伺えます。

まとめますと、大学に進学する者のうち6%ほどが法学部に進学します。法学部卒業生の半分以上が民間企業に就職します。企業の法務部についてはここでは省略します。トップ層の大学（東京大学、中央大学、名古屋大学）に来れば、トップ層ではない大学に比べれば法曹志望者の数は増えますが、しかしそれでも法学部卒業生の半分にもなりません。

東京大学の法学部卒業生は、これから述べる成り立ちの経緯からして、他の大学に比べて国家公務員を志望する割合が多いところでした。今は少なくなっています。国家公務員をなぜここで強調しているかというと、特に上級職、一種、あるいは総合職といろいろと呼び方はありますが、国家公務員のエリートに属する人たちは立法に関与することが多いからです。

2.日本の法学教育の幕開け

それでは、日本が近代的な法学教育を始めるベースとなった明治時代の話をしたいと思います。まず、なぜ明治時代の話をするのかといいますと、現在、日本の法制度において、明治時代に作られた法律がその基礎になっており、法学部における法学学習の中心もそこにあるからです。日本法制史という科目で、江戸時代の法律・法令を勉強することがありますが、それは全体のカリキュラムの中でいえば極めて小さな割合しか占めません。多くの法学部に設置された法学、憲法、民法、刑法、会社法など、それぞれの科目においては明治以降に作られた法典を中心に学習します。それは、江戸時代から明治時代にかけて体制転換が行われたからです。

19世紀半ば、日本の周辺諸国はヨーロッパの国々やアメリカ等によって植民地化されていました。日本はその状況を見て、植民地化されないようにするために大きな体制変革を行いました。将軍から天皇陛下に大政奉還がなされたということをどこかで学ばれた方もいらっしゃると思います。その中で、一つの体制変革の標語として掲げられたのが、近代化（モダナイゼーション）、あるいは文明開化（シビライゼーション）と呼ばれるものでしたが、その実態は欧米のような制度や技術を輸入することでした。明治時代の日本の新しい政府において、有能な人材をどのように育成し、登用していくのかということが課題になったわけです。

江戸時代には刀を持っている武士が支配階級でしたが、明治時代からは武士が支配階級ではなくなりました。では、どのように支配していくのか。藩閥政治の時代など、いろいろ

な経緯があったわけですが、ヨーロッパ、アメリカでは優れた法システム、優れた科学技術がある、それを学ぼうではないかということになりました。それで海外視察、お雇い外国人、大学制度の構築ということがあるわけです。順に説明していきます。

まず、見習うべきヨーロッパ、アメリカとはどういうものなのかということで、例えば岩倉使節団という、政府の要人を含めた総勢 107 名の人々がアメリカ合衆国とヨーロッパ諸国に派遣されました。岩倉具視、大久保利通、伊藤博文、それぞれ後の明治政府において非常に重要な政治家となる人々が、およそ 2 年間、政府を留守にするわけです。しかし、留守にしてでもヨーロッパ、アメリカの最新の技術や法システムを勉強しなければならないという観点から、彼らは使節団をつくってヨーロッパ、アメリカへと旅立ちました。そのときに撮影された写真の真ん中に少し偉そうに座っているのが岩倉具視です。その右の伊藤博文は日本の初代内閣総理大臣になる人であり、大日本帝国憲法（明治憲法）を起草する中心人物の 1 人でもあります。

それから、外国のさまざまな人々を日本に招きましたが、その詳細は省きまして、その次にした大学制度の構築について少し説明をします。1877 年に東京帝国大学が設立され、当初から法学部も設置されました。その大学制度を設置する準備期間から、欧米の人々を多く教員として招いていました。有名なところではボアソナードという人もいらっしゃいます。

東京帝国大学法学部の多くの教員がヨーロッパの人々で占められ、講義も外国語で行われていました。参考として、後に内閣総理大臣になる加藤高明の東京帝国大学法学部 3 年時（1880 年 6 月）の答案の写真をご覧いただきます。試験科目は衡平法（エクイティ）ですが、日本語ではなく外国語で解答しております。初期の日本の東京大学をはじめとする大学の法学部では外国語で講義がなされ、外国語で答案が書かれていました。そのようにして最新の外国の法システムを学ぼうとしていたのです。こうした法学部卒業生が政府の役人となり、いわゆる「学士官僚」と呼ばれるわけです。新しい政府において有能な人材をどのように育成し、登用していくのかという先ほどの課題に対して、外国の制度を目標とし、それを学ぶ機関として大学制度を構築することによって応えようとしたわけです。そして、大学を卒業して学士官僚になっていく。東京大学法学部の出身者が国家公務員のエリートになることが期待され、エリート官僚は法形成に大きく関与していくことになります。彼らは、官僚の世界のみならず、日本の経済界、政治界など、さまざまな業界において支配的な地位を占めていくことになります。

併せて、明治時代には大日本帝国憲法、民事訴訟法、民法、刑法などさまざまな法典が作られましたが、全てドイツやフランス、イギリスなどの国の法制度や学説を参照して作られています。これは専門用語で「法継受（reception of law）」と呼ばれています。アジア諸国でもそうだと思いますが、さまざまな別の国の法を参考にして新しい法典を作ることを法継受と呼ぶわけです。ただ、法を継受したものの、どのように使うのかは分からないので、法典を形成した後も外国の学説が多く輸入されました。

以上のポイントをまとめます。明治時代以降、日本は近代化を目指して、欧米から多くを学ぼうとし、外国人（お雇い外国人）を雇用します。そして大学を設立して欧米の学問を体系的に学習する場所とし、その卒業生の一部を重用しました。特に東京大学法学部の卒業生

が国家公務員のエリートとして活躍し始め、日本の法律形成に深く関与する集団となっていきます。さらに法典と、それを解釈する学説も外国から輸入しました。これが法学教育の出発点となる明治時代のときの特徴です。

3.日本の法学教育の現在

最後に、日本の法学教育の現在について触れたいと思います。

法学の現在までの流れを簡単に整理すると、まず、明治期に外国から法典や学説を輸入し、法を運用していました。当初は裁判例の研究は重要ではありませんでした。というより、裁判例の蓄積がありませんでした。しかしながら、法典が形成されて10年、20年たついくと、裁判例の研究の重要性も少しずつ認識され始めました。1920年代ごろ、経験法学の影響を受けた末広巖太郎博士が、日本独自の経験を研究することの意義を説きました。

末広巖太郎（1888～1951年）は東京帝国大学法学部で民法をはじめ、労働法、法社会学を教えました。彼は20世紀初頭にドイツに行こうとしていたのですが、第一次世界大戦が始まつたので、アメリカのシカゴに留学し、アメリカの最新の法学を学びました。そこで法学で流行していたのが、経験を重視する法社会学的な研究だったのですが、その研究に非常に大きな影響を受けました。末広先生の『物権法・上巻』の一部を引用します。「如何（いか）に欧米化し世界化しても日本の法律は永久に日本としての地方的色彩を維持するに違いない」。つまり、どれほどヨーロッパやアメリカの法制度を学んでも、日本独自の特徴が残るのだ、日本の法学研究者はそこを研究しなければならないということを強調し、他の法学者に大きな影響を与えたわけです。末広博士は特に裁判例の研究がまず大事だといい、次第に裁判例の研究も重要な研究要素になっていきました。ただ、それでも数十年間、日本の法学の研究者にとって、ドイツ、フランス、イギリス、アメリカの法制度との比較が重要であり、この点は今でも基本的には変わりません。

たとえば、1999年に出版された『民法研究ハンドブック』（大村敦志ほか著）というのがございます。法学研究の方法論について書かれた書物です。著者は東京大学ないし京都大学の教員、民法研究者の方々です。民法学は、日本の法学の主流とされております。この中のかなりの部分を占めるのが、外国法研究の在り方です。外国法研究といっても、ドイツ、フランス、英米といった三つの法域の外国法の調べ方が記載されており、他のアジア諸国などは含まれておらず、ヨーロッパでもスペインやイタリアは含まれていません。加えて、社会学的な研究の重要性については説かれているものの、社会学的な研究の方法については具体的には触れられていません。これが法学研究の一つの理想形として1999年に出版されたわけです。末広巖太郎先生が登場して1920年代に活躍し始めてから80年ほどたつたところでも、法学研究者にとってドイツ、フランス、イギリス、アメリカの影響力は大きいということです。

ここで一言だけ付け加えますと、「今、松尾は法学教育ではなくて法学研究の話をしているじゃないか」という指摘があるかと思います。ここが実はこの報告の背景となっているところでもあります。日本の大学における法学教育は、多くは研究者が担っています。もちろん弁護士や裁判官の方々が教育をしにこられることはありますが、基本的に大部分を占

めるのが法学研究者であり、法学研究者は法学教育の訓練を特別に受けているわけではありません。法学部で教員として雇用されるとき、研究業績が審査されることが基本であり、研究者が同時に教育者になるという仕組みです。要するに、法学研究と法学教育の在り方は、かなり密接に関連しているということです。

しかしながら、この傾向が変わってきていると感じられるのが、2004年の法科大学院制度の開始です。2000年ごろに司法制度改革が唱えられ、また司法制度改革の中身が、法科大学院制度をつくる、裁判員制度をつくる、法曹の質・量を拡充するというものであったわけで、その流れで2004年に法科大学院制度が始まりました。その結果、裁判例の研究の重要性はますます高まっています。その一方で、ドイツ、フランス、イギリス、アメリカの外国法研究の重要性は低下しているといわれることもあります。それは仔細に調べてみる必要があります。

ここで、日本の方々にとって非常に基本的ですが、他の国々と比較するために前提を確認したいと思います。

法学教育は大学の学部から始めます。小学校、中学校、高校からは始めません。21世紀に入ってから、「法教育」という名の下に、小学校、中学校、高校でも法の学習を進めるべきだという意見が強くなって、少しずつ教育課程にも導入されつつありますが、本格的な法学教育はやはり大学からだとされています。

また、重要な裁判例は公開されています。基本的に法学部の学部生、法科大学院の学生はデータベースでその内容にアクセスすることができますし、図書館に行って直接判例集を読むこともできます。つまり、法律を勉強するに当たって、どのように解釈、運用されているかの実際の具体的な資料に当たることができるということです。国によってはその条件が整っていない場合もあります。

それから、大学における教育内容や研究内容は、日本国憲法23条の下で保障されている「大学の自治」の下、政府からの介入は受けません。法科大学院については例外がたくさんありますが、基本的に教育内容は各教員の自由に委ねられています。大学の自治も尊重されております。

そして、法学部の中で現在でも続いているのは、政治学が一つの大きな分野を占めているということです。元々、明治時代には法学部の中に経済学もありましたが、経済学は独立して経済学部となりました。政治学も独立したところはありますが、多くの法学部の中には今もなお政治学が存在している状況です。ただ、多くの教員と学生の意識としては、同じ学部内にあっても、法学と政治学は別物として扱われております。

次に、法学教育の特徴です。講義スタイルとしては、以前は教員が述べることを機械的にひたすらノートに取るというものでした。我妻榮先生や末川博先生など法学者の自伝を読むと、そういうことがよく書かれています。現在はレジュメや教科書を用いて説明することが通常になっています。しかし、それでも一方的な講義が多いわけで、学生が事前に勉強してきて、そこで質疑応答、議論をしながら進めていく反転学習の要素はほとんどありません。ただ、法科大学院は例外的に進んでいるところがあります。

教育内容の特徴としては、以前は基本的な原理や法の体系を重視するところが多かった

です。これは裁判例をあまり説明しないということですが、現在は逆に具体的な事件にどのように適用されるのかという説明が多くなっています。

また、教材の特徴としても、50 年前の教材と比べれば一目瞭然なのですが、事例を中心 に法制度の趣旨や適用範囲を説明する教材が増えました。

重要な科目としては、憲法、民法、刑法が基本的な科目だとされており、先ほど少し触れたように、民法学が一つの王道だとよくいわれています。行政法学は、法科大学院では重要になりますが、大学の学部時点では非常に重要な科目と位置づけられていることはありません。最近、少しトレンドが変わりつつありますが、日本では民法学が王道だとされています。他のアジア諸国から大学院生を見ると、行政法的な問題意識をもった学生が多いです。

最後に、法学部教育の弱点を、研究方法との関係から見ていきます。

まず一つ目が、既存の制度の解釈が中心となっているということです。例えば、新しい条文をどのように作るのかはあまり学習しません。実際に法学部卒業生が就職して公務員になると法律や条例制定に携わると言いましたが、条文を作るという授業は、なくはないのですが、大部分は既存の制度の解釈の説明です。また、その既存の制度が実効的であるというエビデンスの問題はあまり扱われません。最近では evidenced-based policy making ということがいわれたりしていますが、evidenced-based という発想は、法学研究の中でそれほど強いわけではなく、それが教育にも反映されているということです。

二つ目は、既存のルールの事例への適用が中心だということです。当該事例を超えた社会的影響力を考察する研究や教育は、法学部内部ではあまりなされていません。法社会学ではそのような研究があり、教えられているところもありますが、法社会学は大学全体のカリキュラムの中では一つの科目でしかなく、憲法、民法、刑法、会社法の中で、社会的影響力を考察する研究や教育があまりなされていません。全くなされていないわけではないのですが、全体からすると非常に弱いです。借地借家権の是非をめぐる論争で、経済学者が法学者に対してこの点を批判したことがあります。

1920 年代に末弘巖太郎先生が、社会学的な研究など、法学における経験的な研究の重要性を説いたのですが、社会学的な研究が憲法、民法、刑法などの科目の中にそれほど組み込まれて教えられているというわけではありません。これが今後の課題となるのかもしれません。

4. 考えてみよう 復習と発展問題

最後に、他の諸国と比べる際にどのようなことを考えたらいいのかということで、今日の講義の中身を簡単に振り返ってみましょう。

まず、法学部の卒業生の進路はどのようなものか。日本の場合は公務員が多かったです。特に東京大学法学部生の卒業後の進路にはどのような特徴があったのか。また、法学教育の幕開けである明治時代はどのような時代状況であったのか。これはヨーロッパの影響力が非常に強かったということです。割と愚直にヨーロッパのスタイルを真似したところがあり、外国学説をまねる形で法解釈学を発展させてきました。最後に、日本の法学教育の弱点はどこにあるのか。法解釈学中心に発展させてきましたが、経験的な手法は、あまり取り入

れられておりません。初めに申し上げたとおり、日本は近代化を目指して法整備をしたのですが、以上が日本の法整備のあり方です。他のアジア諸国と比較するための視座を構築するために、日本の話をきわめて簡単にさせていただきました。

以上で講義を終えたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

講義 2 「社会主義国の法学教育：ソ連の場合」

佐藤 史人（名古屋大学大学院法学研究科教授）

本日はお時間を頂戴しまして、ありがとうございます。名古屋大学大学院法学研究科の教員で佐藤と申します。

私に与えられたテーマは、社会主義国の法学教育の概要を説明することです。本日は、主にソ連を中心にして、その特徴を皆さんにご紹介します。明日、カンボジアやウズベキスタン、モンゴルの法学教育の制度について紹介があると思いますが、それらの国で大なり小なり参考にされたのがソ連の制度です。本日は、法整備支援対象国がかつての制度からどのように変わっていったのか、その変化を測るための物差しを皆さんに提供できればと考えています。

1. 社会主義国における司法制度と法律家

最初に、社会主義国の司法制度についてです。日本と社会主義国の司法の違いは何かというときに、大きなポイントの一つが、司法が守備範囲とする社会領域の違いです。例えば、ロシア法研究者の小森田秋夫先生は、ソ連の司法を「収縮した司法」という名称で特徴付けました。

社会主義国の場合、私たちが裁判所の審査対象と考える領域の一部が他の国家機関に委ねられていました。例えば、ソ連では裁判所に違憲審査の権限がなく、その国の代表機関、日本風に言えば国会に当たるソ連の最高会議あるいはソ連の最高会議幹部会が憲法統制を行い、違憲の法律を破棄できました。ただ、実際には、この権限が行使されることはありませんでした。実際にこの権限が行使された例外的な事例としては、ペレストロイカの後半にバルト三国の一つ、エストニアがソ連から離脱する動きを見せたとき、エストニア憲法と主権宣言に対してソ連憲法適合性審査がなされたケースがあります。

また、社会主義経済の主役は国有企业です。企業間の争い、いわゆる経済事件については、日本では当然、裁判所が紛争を解決します。しかしソ連の場合、国有企业間の争いは行政機関である国家仲裁機関が解決していました。その理由は、資本主義国の場合には、権利を持っている正当な側を勝たせることが大事なのですが、社会主義国の場合には、権利を持っている側が勝つことよりも、円滑に計画経済を実現できる方が望ましいわけです。したがって、合法性よりも合目的性を優先すべきであるという判断から、行政機関がこの問題を扱っていました。

さらに、国と市民の間の行政事件についても、選挙などのごく一部の事例は裁判所が扱うものの、原則として行政事件を裁判所は扱いませんでした。かわりに、検察庁に対応を要請

して、検察が法律に違反があったかどうかを調べて是正するという仕組みが取られていました。従って、裁判所が扱ったのは、家事・住宅・労働等の民事事件と刑事事件ということになります。それが法学教育や法律家の在り方にも影響を及ぼしました。

まず、法律家への影響です。2008年まで存在した最高商事裁判所という裁判所の長官アントン・イワノフは、1980年代前半にレニングラード大学で法学教育を受けました。その人に言わせると、「ソ連の法律家は尊敬される存在ではなく、そのことは法学部や教育機関の地位にも反映していた」そうです。つまり、日本などに比べると法律家の地位が低かったのです。

この点について、チェコの研究者ズデネク・キューン (Zdeněk Kühn) は、次のように説明しています。まず、事実の問題ですが、例えば 1986 年にポーランドで、「あなたの子供が裁判官になるとしたら、それに対して好意的になれますか」という質問に対して、好意的だった親は 8% しかいませんでした。なぜ法律家の評価が低かったのかというと、一つには、社会主義社会では法に対する位置づけ自体が低かったという事情があります。社会主義社会が発展し、共産主義社会になった場合、権利と義務というカテゴリーを使って社会問題を解決するという意味での法は死滅すると考えられていました。例えば刑法では、ある危害を加えた場合、それに等しいだけの処罰がなされるという応報刑の原則がありますが、共産主義社会が来た場合には、そういう法的な発想ではなく、犯罪者は、例えば教育学や医学のような観点から処遇される方がより望ましいのではないかと考えられていたのです。このように、法は将来死滅していくもの、社会工学の柔軟な道具にすぎないと考えられており、練達の法律家が高度な知識に基づいて扱うルールであるという認識が存在しなかつたのです。

第二に、前述のように、法によって規制されていない多くの領域が存在しました。

そして何より、社会主義社会では法律家は低賃金でした。例えば 1950 年代のチェコスロバキアでは、裁判官の給料は鉱山労働者やバス運転手よりも低かったそうですし、ソ連においても弁護士の報酬は工業技師の給料に比べて低かったといわれています。

このような法律家の位置づけはジェンダーにも影響を及ぼします。いわゆる「法律家の女性化」、すなわち、法律職における女性の割合が高くなるという現象が生じます。これは今 のロシアでも観察できます。今から 10 年ぐらい前に、シベリアにあるオムスク大学に行つたことがあります。その民事訴訟法講座の先生は全員女性で、大学院生もほとんどが女性で、1 人だけ男性の大学院生がいるという状況でした。

こうした状況の背景には、社会主義体制の下で女性解放、ジェンダー平等が進んだというポジティブな側面もありますが、同時に、前述の通り、社会主義体制の下で法曹の地位が低かったという側面もあります。下級裁判所は主に家族法事件を扱う場所だとみなされており、それを一部の人たちは、「つまり下級裁判所は女性的な事件を扱うところだ」と考えたのです。

また、法律家は低賃金です。社会主義社会は男女共働き社会ですが、男性がより実入りの良い職業で稼ぎ、女性は実入りの少ない法曹職で働くといったライフスタイルが定着していました。

そういうわけで、日本の法学部に比べて、現旧社会主义国では法学部における女性の割合が多くなるという現象が生じるのです。

2. 法学教育制度の概要

次に、ソ連の法学の教育制度の概要を見ていきたいと思います。松尾先生が、日本では法学教育は大学から始まるとおっしゃいましたが、その点はソ連も一緒です。

まず総合大学の法学部です。ソ連が解体する前にはソ連全体で 60 台後半ぐらいの数の総合大学がありましたが、1980 年代後半には大体その 4 分の 3、46 の大学に法学部が置かれていました。

また、法律を専門にする単科大学が全国に四つ置かれていました。そのうちの三つはロシア共和国で、サマラと、ウラル地方のスペルドロフスク（現在のエカテリンブルク）、それからモスクワに通信制の教育大学があり、もう一つはハリコフ（現在のウクライナ・哈尔キウ）がありました。法科大学は、裁判所や検察庁で働く実務法曹の養成を積極的に行うところです。

その他に、いわゆる省庁に属する大学校、あるいは外交官を養成するモスクワ国際関係大学などで法学教育が実施されていました。

ソ連の法学教育には、全日制だけではなく、夜間の定時制や通信制もあり、入学者数は、むしろそちらの方が多いいました。例えば 1981 年に法学分野に進んだ入学者は全体で 8 万 7700 名です。ソ連の人口が日本の 2.5 倍強ですので、日本の法学部の入学者数と比べても決して少なくありません。ただ、全日制に限って見た場合、その数は 2 万 9100 名になります。

大学教育の特徴としては、社会主义ゆえの無償教育で、全ての学生に奨学金が支給されました。ただし、奨学金だけで生活を賄うのは厳しかったといいます。

大学の自治はほとんどなく、高等教育省による監督を受けていました。例えば日本では、学部長は原則として法学部の教授会で決まりますが、ソ連の場合、大学全体の評議会で選挙されます。ただし、実際には共産党の指名で決まっていたといわれており、学部教授会は学長や学部長の諮問機関という扱いになっていました。

また、高等教育省は全連邦レベルでシラバスを承認し、基本的には全国一律のシラバスにしたがって授業が行われます。ただし、一部のプレステージのある大学は高等教育省と相談して、ある程度自分たちの自前の科目を置くことができました。以上から、法学教育に高等教育省が、深く介入していたことが確認できます。

さらに、講座制を取っていたのがもう一つの特徴です。これは 1861 年、まだロシア帝国だった時代の大学令以来の伝統で、ドイツを参考にしています。学部は幾つかの講座に分かれており、4 年生以上の学生、院生、教員は全てそのいずれかに所属する形になっています。例えば、行政法や民法といった講座があって、教育あるいは大学行政がこの講座単位で行われます。講座が法学部の細胞になるわけです。その中で一番有力な、人気のある講座は刑事法です。例えば、学部長は、刑事法系の講座から出ることが多かったようです。

法学教育の構成は、総合大学は 5 年制、法律の単科大は 4 年制で、単科大では一般教養

をあまり教えません。定時制・通信制は 6 年制です。この他に、アスピラントゥーラ (асpirантuра) といわれる大学院があり、これが 3 年制です。ここで論文を執筆しますと、PhD に相当し、博士候補とも訳されるカンジダート (кандидат : Candidate of Legal Science) の資格を獲得します。これ以外に、大学教員が優れた研究書などを書いて大学に提出することによって、博士 (Doctor of Science) の資格を得ます。これは日本の課程博士より少し上の資格で、ドイツのハビリタツィオン (Habilitation : 教授資格論文) に相当します。

3.出口（就職）から見る法学教育の役割

今度は、法学部の持っている社会的役割を就職に即して見てみましょう。大学には、いろいろな国家機関や企業から求人が来ます。大学には配属委員会という特別な委員会が設置されており、この委員会が、それぞれの学生の適性などを見ながら就職先を決めます。もちろん本人の意見も聴取されますし、実際には、学生は学部教育の途中で実習（インターン）に出かけてコネを作り、インターン先から特定の学生を念頭に置いたオファーが来たり、あるいは学生個人が自分の知り合いのつてをたどって国家機関に「僕を雇ってください」と働きかけて就職していたようですが、形式的には、上が決める形が取られていました。

いったん配属が決まると、3 年間は配属先で働くなければいけません。3 年が過ぎると、自由に就職先を変えることができるので、シベリアに配属されてしまった学生は、3 年間にかく我慢して働きつつ、その後に大都市に戻るための算段を考えることになります。

主な就職先としては、総合大学の学生の約 70%、法律単科大学の学生の 90% は検察か取調官（予審官）です。取調官は三つの官庁に所属しており、例えば殺人などの重罪事件では検察庁の取調官、国家機密などの場合は KGB の取調官、暴行罪などのより軽い犯罪の場合は内務省（警察）の取調官が対処します。あとは裁判所です。このように、検察、取調官、裁判所に配属されることが多かったのは、全日制の卒業生でした。ロシアの最高学府であるモスクワ大学の場合も、多くは検察や内務省に就職しており、ここでも就職先のメインは刑事法関連です。逆に定時制・通信制の卒業生の場合は、国家機関や国有企業の中の法務部、当時の言い方では国有企業の法律顧問などの職に就いたようです。

進路として一番人気があったのは大学院で、その次が検察庁でした。逆に不人気の進路の一つが弁護士です。それには、いろいろな理由がありますが、例えば、ソ連でも裁判官は検察の言うことを鵜呑みにします。有罪率が非常に高く、弁護士が刑事案件で活動するのは大変でした。また、日本と異なり、金になる事件を弁護士はほとんど扱いません。また、企業や団体の法律顧問なども人気はありませんでした。ただ、全体として見ると、ソ連の法学部生の就職先は、検察や裁判所など、いわゆる法律関係機関が圧倒的に多かったといえます。

この配属先を規定する条件は、基本的には大学の成績や社会奉仕活動です。例えば大学で共産主義青年団（コムソモール）にどの程度コミットしたか、夏休みに田舎の農場に綿花の収穫の手伝いを行ったかどうかというようなことです。出身地で就職が決まる場合も多かったです。また、コネなどが物を言ったといわれています。

4.教育内容

続いて授業内容です。法学部のカリキュラムでは、イデオロギー教育が重要な役割を果たしており、「ソ連共産党史」を1年生から学んだり、4年生になると「科学的共産主義」を受講したりします。このように、退屈な授業として語り継がれている一連の社会科学系の科目がありました。さらに一般教養があり、残りが専門の法学教育です。割合としては法学教育が50%弱だったといわれています。

最も多かった授業形態は講義で、基本的には教員が講義室で一方的に話しかける形式を取っていました。それから、ゼミナールが少人数で行われ、総合大学の場合は5年の教育の間に2回ほど実習（インターン）に出かけています。そして、大学4年生で学年レポート、大学5年生で卒業論文を書きます。1年、2年、3年は特に専門に分かれずに広く必修の授業を学ぶのですが、3年の終わりに自分が所属する専門ないし講座を選びます。大学の5年次にはインターンに行き、あとは講座の中で100ページ程度の卒業論文を書きました。

ソ連の法学教育の特徴の一つは、実務志向の授業があることです。例えば財政法や交通法、矯正労働法（行刑施設の問題を扱う）、それから法医学や精神医学、法学統計等々の授業があります。現在でも、関税法の講義があつたりします。しかも割と現場を重視し、法医学の授業を取った場合は、法学学生が解剖を見学します。当時の学生の回想録を読むと、解剖を見にいった日のことがかなり印象深かったようで、その様子が詳しく書かれていました。

インターンも実務志向の表れの一つです。3年生が終わった夏に6週間、4年生が終わった夏に12週間、例えば検察や裁判所、地方ソビエト執行委員会（日本の市役所や県庁に当たる）等に出かけていて、現場を知ります。配属先は自分の所属している講座あるいは卒論のテーマと関連付けられており、その実習を通じて、ある程度就職先の見通しを付けることが期待されていました。このように、大学教育には実務志向の面がありましたが、実務側からするとなお不十分だとする意見も強かつたようで、大学の卒業生には実務の基礎知識がないのでオン・ザ・ジョブ・トレーニングが必要だと不満を言う人もいたようです。ここから、ある程度、法学部にどのようなことが期待されていたかということが見えてきます。日本以上に実務志向で、大学校的な役割も期待されていたといえるかと思います。

授業の特徴についても少し話をしたいと思います。私自身は、ソ連時代に大学教育を横で見ていたわけではなく、ソ連の法学教育に関する論文を探しても、制度的なことが中心で、授業の具体的な様子については意外と書かれてないため、手探りの部分があるのですが、おむね次のような特徴があったようです。

まず前提として、社会主义社会における法の解釈にはどのような特徴があったかを確認します。先ほど出てきたチェコの学者ズデネク・キューンに言わせると、法解釈が非常にスタティック（静態的）であり、法律の条文に縛られた判決をしなければいけないというメンタリティが裁判官にあった、つまり解釈する際には法律の条文からなるべく乖離しないようにしなければいけないという圧力が強かつたということが、ソ連における法解釈の特徴として挙げられます。19世紀には西側にもそういう哲学があったのですが、20世紀に入って福祉国家化、行政国家化がすすみ、違憲審査を裁判所が行うようになる中で、法律の条文に縛られるという静態的な法解釈、イデオロギーは弱くなっています。しかし社会主义社

会の場合はそれが維持されまるのです。

その結果、どのような特徴が法解釈に表れるというと、一つには、文理解釈を中心になります。現在でも稀にあるのですが、ソ連時代の法学論文を読んでいると、オジエゴフ（Ozhegov）が書いた『ロシア語辞典』という、ソ連で一番権威のある国語辞典が、法文の意味を確認する手法として参照されることがあります。恐らく日本で法文の意味を確認するために広辞苑を使うことはないので、ここは日本とソ連の大きな違いといえると思います。

また、当然ながら法律の条文から内容が離れやすい解釈手法は警戒されます。代表例が目的論的解釈や類推解釈であり、あるハンガリーの学者は、目的論的解釈は「ごまかし」であると批判しました。

もう一つの特徴が、法や政治のヒエラルキーの頂点にある者が述べることが普遍的で最終的なものであることが強調され、上からるべき法解釈を押し付ける傾向が強いという点です。ズデネク・キューンが、やはりこの点を強調しています。西側の場合、なぜ最高裁の判断に権威があるかというと、それまでの裁判のプロセスで、当事者や学者、下級審判決等から様々な意見が出て、そうした多様な意見を十分に考慮した上で出された結論だから最高裁の判断は尊重されるべきなのだと考えられます。これに対し、社会主義の場合には、ボトムアップ型、多元主義の要素は評価されず、上から一方的に「これが正しいものだ」とする見解が示されます。

それを制度的に体現するのが、最高裁判所の指導的説明という制度です。ソ連では、最高裁判所が、総会決定という形式を用いて、特定の法律の条文について、抽象的・一般的な形で「この条文のこの意味はかくかくしかじかに解釈せよ」という指示を示すことがあり、それが重要な法令解釈の指針とされていました。一方、法令解釈の統一という点から見ると、具体的な事件に即して言い渡された個々の判決は、あまり重視されません。

それゆえ、法学部の教育の中心は、複雑な解釈を学ぶというよりは、法律の条文あるいは最高裁判所の指導的説明を一生懸命覚え、それを正しい局面で適用できるようになる、それを講義を通じて学ぶという形になります。

このように法解釈の意義が軽視なされながらも、なぜ社会がそこそこ回ったのかというと、司法の領域が狭く、憲法事件、行政事件、商事事件、あるいは国際司法、涉外事件などが全部裁判所の管轄外だったからです。すなわち、社会主義国裁判所が扱う法的問題は、西側に比べて比較的単純でした。

他方で、教授が文理解釈中心の非常に厳格な法システムの在り方を上から一方的に教授するというやり方を、政府も是認していたわけではなく、1970年代後半になると、講義偏重の授業を改善するために事例研究・判例研究をもっと行うようにと言い始めます。ただ、そこには、課題もありました。最大の課題は、裁判例がそもそも未公開だった点にあります。わずかに『ソ連最高裁判所通報』などに、ソ連最高裁や各連邦構成共和国の最高裁判所の裁判例が載ることもあるのですが、それ以外では、せいぜい教授が自分で集めてきた事件を扱える程度で、重要な判例が全て公開された日本とはだいぶ異なる状況にありました。政府が事例研究をもっとやれといつても、その効果は限定的にならざるをえなかったのです。1980

年代前半にレニングラード大学で学んだイワノフ元最高商事裁判所長官も、「ソビエトの法学部は、現実の実務を考慮せずに実定法を厳格に教授する場だった」と述べ、ソ連の大学では外国法の教育が無視されていたと指摘しています。

5.その他

その他の法学教育の特徴を少しだけ紹介します。

まず、入学です。先ほど述べたようにソ連では法律家の地位は西側ほど高くないので、法学部は必ずしも文系の花形学部ではありませんでした。ただ、最高学府のモスクワ大学の場合は競争率が5~10倍はあったといわれています。特徴的なのは、入学者のうち無試験で入学できる人が一定程度いたということです。共産党あるいは国有企業やコルホーズなどの推薦をもらうと無試験で優先的に入学できました。退役軍人も同様です。この無試験入学は一定の枠があるわけではなく、まず無試験入学者が一定数出てきて、入学の定員からこの無試験入学者を引いた残りの数で、試験に基づく競争が行われました。つまり、実力主義は必ずしも貫徹していなかったのです。

入学試験や卒業試験では口述試験が多いというのもソ連の学校教育の特徴です。学部の学期末試験は基本的には口述試験で行われます。学生は、何枚かあるカードのうちから1枚を引きます。そのカードに三つ問題が書いてあって、それに教授の前で答えるという形式でした。

また、大学5年になると卒業論文を書かなければいけません。卒業論文を書いた上で、審査を受け、講座単位でその学生の合否を決定します。

最後に、法学研究との関連について触れます。ソ連では一応、教育機関と研究機関は区別されていました。もちろん、実際には大学教員も研究はします。また、モスクワ大学やレニングラード大学などの教授になると、法典の編纂・改正作業にも積極的に関わります。日本の場合は国家官僚が法典、法律を作っていましたが、ロシアの場合、民法典や刑法典などの重要な法典の場合は、有名大学の教授が中心的な役割を果たしました。もっとも、全般的には大学は教育を行う場所であり、研究を行う場所は、研究所であるとされていました。ソ連の場合、法学の研究機関として最も有名なのはモスクワにあるソ連邦科学アカデミーの國家と法研究所で、この研究所が出版する月刊誌『ソビエト国家と法』はソ連で最もプレステージの高い法学研究雑誌だとみなされていました。

6.まとめ

ソビエト法学教育の特徴を簡単にまとめます。

一つは、資本主義国に比べて法律家の地位が相対的に低く、それが法学教育にも間接的に影響を及ぼしていました。それから、法学教育の主な目的は、裁判所、検察庁、捜査機関で働く法律家を養成することにあります。学部教育では講座制が取られており、刑事法分野が強い影響力を持っていました。入学の段階では必ずしも実力主義が貫徹されず、政治的考慮が働く余地がありました。また、試験は口述式が中心でした。これは入学試験もそうですし、大学に入ってからの学期末試験もそうです。なぜ口述試験が多いかというと、ソ連では雄弁

な法律家を育成するという理念があったからだと説明されることがあります。他方で、最も優秀な学生を集められる学部では必ずしもなかつたため、文書作成能力の低さに対応していたのではないかという人もいます。また、カリキュラムは実務志向なのですが、判例研究が盛んに行われていたわけではなく、むしろ静態的な法解釈に基づく正しい答えを暗記する傾向がありました。その他、大学の自治が脆弱である、イデオロギー教育が存在する、それから、教育機関と研究機関が区別されているという特徴もあります。

これらのうち、一部のものは体制転換後もある種の経路依存的なものとして、その後のロシアの法学教育を規定しています。また、ロシアは 2003 年にボローニャ・プロセスに参加し、例えば学部が 4 年、その後に修士が 2 年、その後 3 年間の大学院で PhD を取るという形に変わるなど、体制転換後に変容している部分もあります。

以上、ソビエト法学教育の特徴についてご紹介させていただきました。ご清聴ありがとうございます。

2 日目午前 第二部

講義 3 「ウズベキスタンの法学教育の現状と課題」

ハキモフ・アハドジョン（元タシケント国立法科大学上級講師、名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程）

サマースクール「アジアの法と社会 2022」にご参加のみなさん、こんにちは。私は、ハキモフ・アハドジョンと申します。私は、2017 年から 2022 年まで、ウズベキスタンのタシケント国立法科大学で上級講師、また教育担当の副学部長として働いていました。そのときにはウズベキスタンでの法学教育改革にも積極的に関わっていたので、その経験にも触れながら、ウズベキスタンの法学教育の現状と課題について発表いたします。

1.ウズベキスタンの法学教育に関する一般情報

ウズベキスタンでは、法学は若者に最も好まれている三つの分野（医学、経済学、法学）のうちの一つです。また、最も評判の良い分野なので、ウズベキスタンに存在する段階的学費という制度では、全国で一番高いです。

そして、女子学生の数は 20%にも達しておらず、ベトナムなど他のアジアの国々と大きく違うと思います。ウズベキスタンは日本と似ていて、法律の仕事は男の人の仕事という考え方があり、女性の数はかなり少ないです。

また、法学の教育を行っている大学の数が、例えば日本と比べると非常に限られています。タシケント国立法科大学と世界経済外交大学の二つがメインとなって法学の教育を行っています。他にも 2、3 力所あるのですが、それらは設立されたばかりなので、この両大学の例を出しながら発表していきたいと思います。両学大学のうち、法科大学は司法省、外交大学は外務省に付属しています。両大学とも、ある程度政府によってコントロールされています。それもウズベキスタンの特徴の一つだと思います。

2. ソ連までの法学教育とソ連時代の法学教育

少し歴史を遡ります。現在のウズベキスタンが存在する地域において、1000年以上、イスラム法の教育がメドレセにおいて行われていて、イスラムの世界で非常に尊重される学者もたくさんいました。例えば、イスラムの世界ではコーランの次の本として認められている『サヒーヒ・ブハリ』も、現在のウズベキスタンのブハラ出身のイマーム・アリ・ブハリによって書かれた本です。他にもたくさんそういう方々がいました。しかし、ソ連の誕生によって1000年以上も続いてきた法学教育が全滅して、「神様の法」から「人の法」に変更されたので、全てがソ連時代にゼロから始まります。ソ連時代における法学教育の内容は、昨日、佐藤先生が詳しく説明してくださいましたので省略しますが、それと同じ内容の法学教育が行われていました。

3. ソ連後の法学教育

ご覧いただいているスライドには、ウズベキスタンとソビエトの国旗と同じ色を使っています。なぜこの色にしているのかというと、1991年から2013年までの法学教育はソ連時代とほぼ変わらず、ただ社会主義に関する情報が削除されただけだったからです。しかし、現在の改革を開始するきっかけとなった幾つかのことについて話さなければなりません。

まずは、2013年までは汚職がピークに達した時代だったということです。この時代を思い出すと、入学するときも、大学で勉強するときも、賄賂で解決されることが多かったです。特に法科大学で多く、外交大学には賄賂や汚職の問題はあまりなかったです。そのときには、「法科大学には賄賂をもらわない先生はほとんどいないが、賄賂をあげられない学生がいる」という名言がありました。つまり、ほとんどの教員が賄賂をもらう。ただ、それをどのようにあげるのかを学生はきちんと調べないといけないという意味を表す、性質のかなり悪い名言でした。その主な原因として、大学の教員の給料がとても低かったことがあります。また、その時代においては学生は、大学によって何かが適用されたらそれを受け容れるものであり、何かを求める立場ではないという考え方方が有力でした。さらに、誰もチェックしないコンスペクト(konspekt)を書かせたり、条文を覚えさせたりという、無意味なことも普通に行われていました。その結果、卒業生の知識や能力に対する雇用者の批判も増えてきました。

そこで、他国が既に市場経済に基づく政策を取っていることや、グローバル化などの理由を挙げて、ソ連時代から続く旧制度から離脱して、市場経済に基づくウズベキスタンの労働市場にふさわしい人材を育てる法学教育制度の設立が目指されました。2013年からこの時代に入りましたが、まだまだその改革の時代が終わっていません。

この改革は三つの大原則に基づいて行われています。一つ目の原則は、法学教育における透明性の確保です。まず、汚職が続くと、どんな改革を行っても意味がないので、透明性を確保するために教員の給料を高めています。2015年や2017年の給料と比べると、教員の給料が8倍から11倍ぐらいに上がっており、ボーナスも含めて計算すると司法省や検察庁で働いている検察官より高いです。その結果、賄賂事件も減少して、給料が上がり始まった2018年から現在まで1件しかありませんでした。また、デジタル化を進めています、デジ

タル化によって、どの教員がどの学生のものをチェックしたのかもすぐに確認できるので、汚職を防止する一つの方法として考えられています。

2番目の原則は、学生中心の法学教育です。つまり、学生がお客様さまだという考え方に基づいて法学教育を行うということです。もちろん、何でもできるお客様ではありませんが、学生が教育や授業などの質に関して自由に意見を述べられる制度を設立したり、大学によって提供される奨学金を増やしたり、ウズベク語の教科書をたくさん作ったりしています。さらに、グローバル化への対応も進めています。一例として、学生が交換留学に行く場合、前は休学しなければなりませんでしたが、今は休学しなくてもいいという制度ができます。また、学生のために留学先も探しており、以前はほとんどの学生が名古屋大学など日本の大学に留学していましたが、現在、外交大学と法科大学の多くの学生がアメリカのペンシルバニア大学、スコットランドのグラスゴー大学、スウェーデンのルンド大学に留学しています。

3番目の原則は、独立の大学というものです。以前は法科大学も外交大学も高等教育省からの指示に基づいて教育を行っていましたが、現在は両大学とも ECTS (European Credit Transfer System) というヨーロッパの単位制度を導入して、教育を自由に行うことができるようになってきています。この ECTS の導入により、学部の独立や講座の独立、教員の独立もますます進んでいます。これについては次に詳しく説明いたします。

5.授業・カリキュラム・教科書

法科大学には四つの学部がありますが、その四つの学部の学部長が付属する講座と相談して、どのような科目を教えるかを、労働市場や雇用者のニーズ、また国家の今後の発展に基づいて決めるができるようになっています。全ての学生が勉強しなければならない必修の科目もありますが、その中でも学部長や講座長らが相談して、例えば刑法を、刑事学部は2年間勉強するけれども、国際法学部は1年間勉強して、代わりに自分の専門の科目をたくさん勉強するというような制度が最近つくられました。授業やカリキュラム、シラバスなど、以前は高等教育省から指示されてみんなが同じものを作って、同じものを使わないといけないという制度があったのですが、今は結構自由になって、各講座がつくってそれを使用するという制度になっています。

このように制度が変更されて、法学教育がある程度、ソ連時代から残っていた国家中心制から離脱しましたが、教育の性質に非常に大きな影響を与える教科書などの問題がまだ解決されていません。つまり、いまだに教科書の言語が難しくて分かりにくい部分が多いです。裁判例を挙げて説明するということも、ほぼありません。また、教科書が出版されても数が少なくて、多くの学生は借りることも買うこともできません。そういう問題がまだあります。

このような問題を解決するために、最近、Next generation textbooks plan という計画がつくられて、外国の有名な法学の教科書を翻訳したり、有名な教科書を参考にして教科書を作ったりということが行われています。その例としては、『ビジュアルテキスト国際法』『法学入門』、また、こちらはイギリスからですがモーゼスの『国際仲裁』などの有名な本がウ

ズベク語に翻訳されています。これはシラバスの中にも入っており、法科大や外交大の学生がそれらを読んで勉強することができるようになっています。けれども、まだまだこういう本が少ないです。それから、裁判の判決が最近公開され、その Web サイトから先生方が裁判例を引用して教科書で説明するようになっていますが、それもまだ、あちこちで少し見られるだけです。

6.就職

外交大学の場合は、卒業生の多くが外務省または国際関連の企業、弁護士事務所などに就職します。例えば 2020 年の統計によると、ウズベキスタンの全ての大使が外交大学の卒業生です。法科大学の場合は検察庁、裁判所、司法省に就職する人が比較的多いです。2021 年の卒業生 100 人に対するアンケートの結果を見ると、49 人が検察庁、20 人が裁判所、31 人が司法省に就職したいと答えています。一見、まだまだウズベキスタンでは刑事法が重視されているように見えますが、以前の状況と比較すると、検察庁を希望する学生の数が非常に減っています。例えば、私が大学で勉強していたときに当時の学長がやってきて、「90 人の学生のうち、裁判官になりたい人は何人いますか、手を挙げてください」と言ったら、3 人しか手を挙げず、他の 87 人全員が検察庁に入りたいと言っていました。それと比べると非常に減っています。その理由は、最近、検察庁の給料が低く、仕事もとても苦しいからで、多くの卒業生にあまり好まれていません。就職して 1 年で辞めて裁判所または司法省に移っている卒業生もたくさんいます。一言で言うと、市場経済の影響や政治的な理由で刑事法の重要性がどんどん下がってきてています。

7.今後の課題

このような歴史があって改革が行われてきているのですけれども、まだまだ山ほど問題があります。

大きな課題の一つが、例えば私たちがヨーロッパやアメリカから学んで、ECTS のような制度を導入して学生の自習時間を増やしたりしていますが、教員から教えられることが知識の基礎だと思っているウズベキスタンの学生が、その時間を効率的に使えるのかについて、まだ疑問があります。

また、必修科目や選択科目に分けたのですけれども、法科大学は教室の数が少なく、図書館も 300 人が入れるぐらいなのですが、今、法科大で勉強している学生は 5500 人以上います。外交大学もそのような状況です。こういうことを改善しないと、この制度はなかなか効果が出ないと考えています。

それから、教員の給料の安定性が問題です。教員の給料を上げて汚職を防止していますが、QPI という制度があり、先生が頑張ればルールに基づいて給料が上がっていきます。しかし、例えば難しい研究で 1 年間、他のことができないという場合には給料が 2 分の 1~3 分の 1 に下がってしまいます。ですので、汚職の時代に戻る恐れもまだまだあるといえます。

またウズベキスタンでは、雇用者側がどのような人材が欲しいのかがあまり分かっていません。私たちが大学から何回も行って、「どういう人材が欲しいですか」「どういう科目を

修めて、どういう能力を有している人材が欲しいですか」とか聞いても、なかなかはつきり言ってくれません。ですので、必修科目や選択科目に分けても、リストの形成が非常に難しいです。

それ以外にも、今後の大きな課題が二つあると思います。

一つ目が、イスラムの復活です。イスラム教に真面目に従って、イスラム法に関する知識を高めたいという学生が最近非常に増えています。でも、大学には専門家が非常に少ないです。ですから、ECTS という制度を導入しても、お客さまである学生の要望に対して私たちがどのように動くのかという問題があります。また、社会におけるイスラムの復活によって、最近ウズベキスタンでは民事関係、金融関係においてイスラム法に基づいた法律関係が数多く発生しています。それらを規制する新法などが制定される可能性も高いです。しかし、大学にはまだ専門家がいない。ウズベキスタンにもあまり専門家がいない。宗教の専門家はいるけれども、法律のことはあまり分からぬ。そういう問題がまだあります。

二つ目は、旧社会主義諸国の法制度の特徴と、改革によって求められていることの間でのバランスをどのように取るのかということです。例えば、法律に書いていないことはやってはいけない、裁判官による法解釈を嫌うといったことは、私たち旧社会主義諸国の特徴なのですけれども、前述した裁判例を出して説明することや、文理解釈以外の解釈に注意しても意味があるのかとも、これからよく研究して考えてみなければならないと思います。そうしないと、新しい、外国から学んだものを学生に教えて、実務上全く役に立たないということになってしまいます。

8.結論

ソ連から独立したにもかかわらず、ウズベキスタンでは 2013 年まで法学教育はほぼ変更されませんでした。全国に拡大した汚職のせいで法学教育も悪化して、改革時代に入りましたが、その改革時代がなかなか終わりません。ヨーロッパやアメリカなどの制度を参考にして行われている現在の改革が、以前と比べると透明性や独立性のある法学教育を提供しているといえますが、ウズベキスタンの特徴、つまり国民のイスラムへの尊重、旧ソ連時代から継続してきている法制度の特徴や現在の市場を考慮しながら、バランスを取って法学教育の改革を進めるのが望ましいと考えます。

ご清聴どうもありがとうございました。

講義 4 「モンゴルの法学教育の現状と課題」

ガンホヤグ・ダワーニャム（モンゴル国立大学上級講師、名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程修了）

みなさん、こんにちは。モンゴルから参加しています、ダワーニャムと申します。私は今、モンゴル国立大学の法学部で教員として働いています。9年前、学部生のときに同じモンゴル国立大学法学部で勉強していたのですけれども、その間に法学教育の点で変更されたことが多くて、それを感じているところです。その経験も踏まえて、今日はモンゴルの教育の

現状と課題についてお話しします。

1.大学制度の構築—モンゴル国立大学法学部を中心に—

今、モンゴルの法学教育は国立大学と私立大学で行われています。国立大学の中心となるのがモンゴル国立大学法学部で、それ以外に 14~15 の私立大学があります。私立大学は卒業生の数ではモンゴル国立大学法学部を超えているのですが、実務と卒業生のレベルはいまだに国立大学がトップのままで、大きな影響力を持っています。この国立大学の法学部が、どのような流れで今までやってきたのかを簡単に話します。

モンゴルは社会主義の国だったのですけれども、1942 年に国立大学が設立され、1960 年に社会学部が設置されて、その一部として法学コースが初めてできました。そのときは学費は無料で、学生には一定の奨学金が提供されていましたが、奨学金の額はそんなに高いものではなく、不十分だったということです。

この流れで民主化を迎えるのが 1990 年です。そこから法学部は少し近代化していきます。一番大きい変更は、1993 年に社会学部から法学部が独立して別の学部になったことです。講義などはロシア語で行われることもあったそうです。なぜなら、当初の法学部の教員の多くはロシアで教育を受けて帰国した留学生組だったからです。もちろん、モンゴル語も使っていたのですが、教科書などもロシア語のものをそのまま使っていたということです。

その次に大きい変更があるのは 2000 年代です。モンゴルは民主化した後、ドイツから法の継承を受けた関係で、ドイツに留学するモンゴル人が増えました。その人たちが 2000 年代になって戻ってきて、博士号を取った 6 人ほどがモンゴル国立大学に就職します。彼らは法学教育に非常にドイツ的な影響を与えます。そして 2012 年以降には日本に留学した留学生組が約 10 人、戻ってきます。彼らも法学教育にかなりの影響を与えていていると思います。

国立大学法学部の専任講師は全部で 50 人ぐらいなのです。それを考えると、6 人、10 人というのは非常に大きい割合だと思います。

そして、学費はもちろん有料化します。年々上がってきているのですけれども、今のところ学部生の場合、日本円で年間 15 万円ぐらいという状況です。

2.モンゴルの法学の特徴（旧ソ連の法学教育）

モンゴルでは現在、大学自治が認められており、その根柢はモンゴル憲法に遡るのですけれども、経済的にも運営的にも完全に政府から独立して、自立して学費と研究費で運営している状況です。

大学の体制としては、日本と同様に法学部を持っています。私立大学の場合は 4 年制ですが、国立大学法学部の場合は、社会主義の影響を維持していて、5 年制になっています。アメリカや日本のようなロースクール制度はなく、代わりに夜間コース（2.5 年制・3.5 年制）があります。これは、経済学など他の専門で 4 年間勉強して卒業した者が法律の知識を得ようとする場合に入るコースです。彼らは法律家にはなれないのですが、学士号を取得できます。

大学のセメスターは日本と同じで、秋学期（9 月～1 月）と春学期（2 月～6 月）があり

ます。分野としては伝統的に行政法学と刑法学が強いです。それは、誰が法学部の学部長かということにも表れており、今までの学部長は大体は刑法学専門の人だったのです。しかし近年では私法学（民法・商法）に関心を持つ者が増えて、去年、初めて民事部出身の学部長が誕生しました。

法学部の活用場所のイメージとしては、伝統的には裁判官と検察官を育成するというものが非常に強かったと思うのですけれども、最近では弁護士が追加されて、法曹人中心主義と言われるほどになっています。法学部は、この3職種を育成するという在り方になっていると考えられます。

法学者の研究方法としては、比較法が中心になっています。モンゴル法の母法となる外国法（ドイツ法）や先進国法（米国法や日本法など）の研究が盛んです。

卒業生の進路としては、ソ連時代や民主化してすぐのころは裁判官と検察官が多かったのですけれども、そのときには裁判官と検察官の給料が安かつたので、国立大学の卒業生は民間企業に入る場合が多かったです。それが裁判官と検察官の実力にも影響を与えていいるという批判があり、この何年かで裁判官と検察官の社会的保障や給料を改善する国策が取られて、状況が変わりつつあります。

次に、私が学生だったときと今の国立大学の法学教育の状況の違いについてお話しします。私は2008年から2013年まで学生だったので、そのときは議論をすることはほとんどなく、講義スタイルとしては教員が一方的に話をして、学生はそれをノートに写して後でチェックしてもらうというものでした。ゼミもありましたが、ゼミでも講義の内容を忘れないように復習するという感じでした。教科書も、理論的な話、実定法を完全に説明していく、それを教員が話し、具体的な事例を活用することはほとんどない状況でした。また、インターンもあり、国立大学の場合は5年生のときに半年間のインターンをして6単位が正式にもらいました。インターンは就職先として興味のある分野に行くという感じでした。試験の在り方としては、口述試験が中心で、たまにテストがありました。

今はどうなっているのかというと、学生による積極的参加があり、教員と学生による議論がかなりの程度求められるようになってきています。講義スタイルとしては、レジュメやPPTを使って講義をして、メモなどはあまり求めません。ゼミのスタイルもだいぶ変わってきていて、ケーススタディや学生によるグループ発表、講義でやり残した領域をカバーするという在り方になってきています。教材としても事例・裁判例を使うことが多くなっています。その中身としては実定法と事例、実務はどうなっているのかということをカバーするというもので、学説などを結構広く扱う日本のような教科書が増えています。インターンも引き続き行われています。試験の在り方も少し変わって、ケースを中心とした試験が多くなっています。具体的な事例を学生に提供して、法律を使って合理的な結論を出させる試験が多いです。ただ、口述試験も先生によっては依然として行っているという状況です。

3.法継受後の法学教育

民主化してからモンゴルはいろいろな国から法律を継受して、その後、法学の教育は変わりました。3点ご紹介します。

まず、外国の専門家による法整備支援が法学教育に影響を与えています。スライド 6 枚目の左側の写真でご覧いただいている黄色い本が民法の解説書です。皆さんにイメージしてもらうために隣に内田貴先生の『民法 I』を置いたのですけれども、結構分厚い本です。モンゴル人ももちろん参加したのですが、ドイツの裁判官と学者が中心となってドイツ語で作り、それがモンゴル語に訳されたものです。民法を勉強する裁判官、法律家がみんな、いまだに使っています。

また、立法の支援でも、例えば日本法をモデルにした民事調停法を作ったり、その専門家がモンゴルに来て調停法の知識を広げるいろいろな活動をしたり、ドイツから教員を招いて知識を広げたりということが盛んに行われていました。

2 点目は、留学組による法学教育です。先ほど述べたように、ドイツと日本に留学した者が、その国で学んだことやその国で使っている教科書を基にして、似たようなものをモンゴルで作って教育に使っています。というのは、モンゴルには市場経済、民主主義の歴史が 40 年しかないので、学説などはあまり発展していないのです。そうすると、実定法は国が定めているのでできるのですが、それをどのように運用するのかというのが非常に大きなチャレンジになります。そこで、その国の学説などをモンゴルに導入して、モンゴルの実定法を解説して、裁判例や実務を入れた本を作るということが多いです。同じスライド 6 枚目の右側の写真では、民法のバトエルデネ・ボヤンヒシグ先生の民法総論、総則、各論の 3 冊の本をご覧いただいている。ドイツに留学した方で、私の個人的な意見としては、ドイツの学説に従ってモンゴルの実定法を解説しており、モンゴルの裁判例、実務が中に入っているという感じです。このような教科書などが増えているということです。

私法教育の強化

3 点目は、私法教育の強化です。私法は基本的に民法と、最近では商法が中心になっています。

まず、国立大学法学部は、内部体制とカリキュラム変更の面で私法教育を強化してきています。国立大学法学部は、以前は法理論部、憲法部、行政部、刑事部、国際法部、民事部に分かれていたのですが、今は法理論部、憲法部、行政部が全て公法部に入って、それと対等のものとして私法部ができました。つまり、授業の割合や量も対等なものにしようとしています。次にカリキュラムでも、モンゴルは商法典はなく、民法という授業で全部カバーしてきたのですけれども、商法科目を導入して、商法と商取引法の適用を必須科目、それ以外に商取引法などを選択科目としています。もちろん、これ以外にも会社法や金融商品取引法などの授業もあります。そして、商法の教科書作成にも取り組んでいる状況です。

国の政策のレベルでも動きがあります。例えば、2020 年から私法改革が法務省を中心が始まっていて、民事訴訟法の改正に今、取り組んでいるところです。さらに、法曹人法案では、大学が提供する全科目の 40% は私法科目とするという枠を提供するものも見られています。

このようにして、モンゴルでは伝統的に刑法が強いのですが、私法の強化が行われてきているということです。

4.裁判例の公開・研究・それによる教育

裁判例の公開と研究、それによる教育が、この何年かで非常に発展してきています。これは 2007 年に裁判例集を作成することから始められました。今は裁判例集の作成だけではなくて、Web サイトも発展しています。モンゴルの裁判協議会が重要な判例を公開している Web サイトがあります。それ以外にも、日本の「判例体系」のように条文や事案などで類型化した、民間の法律事務所などが運営している Web サイトなども誕生しています。

5.法学教育の課題

法学教育の面でモンゴルが今抱えているのは、まず、法学教育については大学を中心に行い、法学研究を分けて考えている問題です。法学研究については科学アカデミーというものがあります。旧ソ連の影響だと思うのですけれども、そのように分かれているのです。しかし最近では、大学が法学研究をすることが非常に増えてきていて、科学アカデミーより大学の方がたくさんの研究を行っている状況です。科学アカデミーは国家予算によって動いているのですが、大学の研究は学費で動いています。ですので、科学アカデミーの存在の意義が今、問われています。これが、モンゴルが抱えている問題の一つだと思います。

もう一つは、私法教育の強化を国のレベルでも大学レベルでも行っているのですが、いろいろな問題が起きています。例えば教育の面では、科目間の重複が多いこと、また商法典等の統一立法が行われていないので知識・用語の統一が全然図れておらず、いろいろな教科書にいろいろな言葉が使われていることなどです。また、ケースや具体的な事案がまだ出てきていかないところで私法の授業をたくさん行うということになると、授業が抽象的になると問題もあります。

6.まとめ

モンゴルには、社会主義教育の特徴が依然として存在しています。国立大学が 5 年制で、長期のインターンがあり、口述試験もまだ存在します。一方で、国策と留学組による影響で、法学教育は若干変更してきています。私法教育の強化、実務・裁判例の研究、学習が行われ、大学法学部による研究が盛んになって、ケースを中心とする試験も増えたということです。
私からは以上です。ありがとうございました。

講義 5 「カンボジアの法学教育の現状と課題」

ジア・シュウマイ（王立法経大学・国立経営大学非常勤講師、名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程修了）

こんにちは、皆さま。ジア・シュウマイと申します。サマースクールに参加することができて、大変光栄に思っております。

本日発表するのは、私がかつて書いた論文です。口頭で発表するのは初めてとなります。テーマは、カンボジアにおける法学教育の問題に関することです。私が書いた論文は 3 本

あるのですが、そのうちのパート 1だけを今日のテーマとして発表します。

1.問題の背景

まず、問題の背景についてです。カンボジアにおける大学の法学部があまり良くない、何か問題があるのではないかと思うきっかけは、自分が大学院を卒業して、社会に出て法部門で働いたことでした。実感している課題は、カンボジアではいろいろな法律が矛盾しているということです。また、仕事をしているうちに、法令を運用できるカンボジア人の人材が限られていることが分かりました。そういうことが起きているのは、社会にとって、法学の世界にとって大変な問題ですし、解決しないと法学の発展もなかなかうまく行かないと思います。今回のテーマは、大学レベルの問題です。きっと大学レベルの問題から何かうまく行かないことがあるのではないかと思って、この論文を取り上げました。そして、問題の原因は、法学人材の育成とその配置にあるのではないかと思います。ここでは大学レベルにフォーカスしてお話しします。

2.大学のレベル（1）教育の法学枠組みの問題

大学レベルの問題としては、名門大学を例にして検討しました。王立法経大学（Royal University of Law and Economics : RULE）は 1957 年に設立された大学で、現在、法学部にはクメール語コース、フランス語コース、英語コース、日本語コースがあります。日本語コースは、名古屋大学の日本法教育研究センターのコースです。バラエティに富む、とても魅力のある大学だと思います。しかし現在、教育の枠組みとメカニズムは土台として整っているものの、実際の大学レベルにおいては今なお改革が行われていないことが分かります。

「王立法経大学の行政法人への変更に関する政令」第 3 条には、RULE の五つの役割について定められています。①教育改革の政策に関する議論および分析を行うこと、②教育省に対して分析の技術および学問の意見を提供すること、③教育省、協力パートナーと研究を実施すること、④教育省の政策報告書、計画、中間・最終の評価をサポートすること、⑤教育分野のために良い実務と創意工夫を探求することです。しかし現在、この五つは実現できていません。それは教員の能力に問題があるからではないかと思います。

3.大学のレベル（2）教員の問題

教員の問題に関しては、教員の能力、教員の給料、教員の研究のコミュニティの三つについてお話しします。

まず教員の能力については、現在の教員の制度から検討しますと、教員には正規の公務員とパートタイムの教員が存在しています。それは、先ほどの政令の第 3 条から引用しています。公務員の教員は一般に問題を抱えているのではないかと思います。なぜかというと、大学付属研究センターが現在存在していないからです。そのため、各教員が研究しても国内レベルで報告できるフォーラムがなく、教員が自己を成長させることができないということが予測できます。また、先進国に留学経験がある教員が研究を目指す場合、国際

フォーラムと連携しなければならないという現状があります。

一方で、パートタイムの教員もさまざまな問題を抱えています。多くのパートタイムの教員は大学に座る机や部屋がなく、研究や学会に関する時間がないため、大学の教育に関する新しい図書もなかなか出版されず、出版されても深い研究がなされていません。他方で、パートタイムの教員は優秀な方ばかりで、公務員の教員よりも法律の授業内容を広く深く話すことができます。先進国では普通、パートタイムの教員の能力は正規の先生より低いと思いますが、カンボジアは逆で、パートタイムの教員の方が優秀です。

なぜそんなことになってしまったのかというと、教員の給料に関連しています。先ほどの能力にも関係していますが、教員の給料にも問題があります。公務員の場合は、国家公務員の基本給に加えて、授業を担当すれば追加の給料が支払われます。つまり、たくさん授業を担当すれば給料も増えます。一方で、パートタイムの教員の場合、公務員のような基本給はなく、授業を担当すればその時間分だけ報酬が支払われます。そのため、時間割を競争する教員もいます。パートタイムの場合、15~30 ドルほどの報酬が支払われます。

また、パートタイムの教員には大体、裁判官や弁護士などの本職の報酬があつて、かつ時間がある週末などをを利用してパートタイムの教員になります。パートタイムの教員の方が実務の仕事に携わっているので正規の教員より優秀なのですが、どちらも研究の場がないので、研究の面では同じくあまり発展していません。

そして、教員の正式な研究コミュニティはそんなに存在していません。日本のような大きなフォーラムや、民法に関する研究部会などは全くありません。教員に研究のモチベーションの場がないということだと思いますので、今後それができるように何かメカニズムを工夫できるといいと思います。

4.大学のレベル（3）学習教材の問題

最後に、学習教材の問題についてです。大学の授業で使用する教材についての指示がなく、それぞれの教員が使用する教材を自由に指示できます。それは、良い教科書がたくさん存在すれば別に問題ではありませんが、カンボジアの場合は教材が存在せず、しかも大学が基本教材を指示していないので本当に問題になっています。教員が指示した教材が適切かをチェックするシステムも大学にはありません。また、用意した PPT や指示した教材だけを使っており、昔から行ってきた授業の内容に基づいた教材を長年更新しない教員もいるので、時代遅れの授業の内容になっているのではないかとも考えられます。全体としてクメール語の資料が乏しいので、学生が自発的にフランス語や英語、日本語、中国語などのプログラムに入學しないと、法学の能力が低い今まで、自分の読みたい本や知識を広く探ることはなかなかできないと思います。ですから、カンボジアにとって教材開発も緊急の課題だと考えています。

それから、教員の執筆する図書についてです。ある教員は執筆に挑戦しましたが、自費で出版しました。大学の支援基準がなく、支援があっても 1500 ドルぐらいまでなので、たくさん出版したい場合はなかなかカバーできません。また、大学の図書審査委員会のような制度も存在していないため、図書の質が懸念されるままになっていますし、大学側に法学部全

体の教員の執筆を積極的に進める制度もありません。それから、教員が執筆しても、図書が売られるまでに非常に時間がかかるので、図書の執筆のモチベーションがなくなるのではないかとも考えます。

ですから、全体としてカンボジアの大学生は不適切な学習教材を使用して勉強していると評価されるのではないかと思います。

5.まとめ

大学の教育の枠組みと、教員の能力、学習教材の問題があることを取り上げました。カンボジアにとって今一番重要なのは、大学法学部の在り方を再検討することだと思います。そして今後の法整備支援を進める上で、法令起草以外にも、学部レベルの授業や教材開発の支援についても検討されることを期待しています。

ご清聴ありがとうございました。

公益財団法人国際民商事法センター

〒107-0052 東京都港区赤坂1-3-5 赤坂アビタシオンビル

TEL : (03)3505-0525 FAX : (03)3505-0833

E-mail : icclc-sa@js5.so-net.ne.jp

担当 : 青木

監修 : 傘谷祐之 (名古屋大学大学院法学研究科特任講師)

協力 : 牧野絵美 (名古屋大学法政国際教育協力研究センター講師)